

別冊参考資料

(西松浦地区合併協議会)

- ・ 特別職の職員の身分の取扱い ...P 1
- ・ 消防、防災事業の取扱い ...P15
- ・ 行政区の取扱い ...P16
- ・ 町名、字名の取扱い ...P20
- ・ 一部事務組合等の取扱い ...P23

協議第78号 「特別職の職員の身分の取扱い」の参考資料

[総務] 部会 [人事組織] 分科会

大項目	行政組織機構	中項目	特別職の状況	小項目	任期			
詳細項目(事業名)	任期・給与・手当				20			
現 況	1. 常勤の特別職等の現状							
	(1) 任期				(2) 給与			
	有田町	西有田町	根拠法令	給 与				
	任期	任期		町長	助役	収入役	教育長	
町長	自:平成15年4月30日 至:平成19年4月29日	自:平成15年5月1日 至:平成19年4月30日	自治法第139条 自治法令第1条の2	有田町	777,000	630,000	577,000	523,000
助役	自:平成15年6月11日 至:平成19年6月10日	自:平成15年6月1日 至:平成19年5月31日	自治法第161条	西有田町	777,000	630,000	577,000	523,000
収入役	自:平成12年12月18日 至:平成16年12月17日		自治法第168条					
教育長	自:平成13年11月26日 至:平成17年11月25日	自:平成14年10月3日 至:平成18年10月2日	地教法第16条 地教法令第19条					
	2. 2町の各種委員会委員及び監査委員(地方自治法第180条の5)							
	任期							
	有田町	西有田町	根拠法令					
	委員数	委員数						
教育委員会	委員長 1人 委員 4人 (教育長) (1人)	委員長 1人 委員 4人 (教育長) (1人)	地教法第2条 地教法令18条					
選挙管理委員会	委員長 1人 委員 3人	委員長 1人 委員 3人	自治法第181条 自治令第4条					
監査委員	識見委員 1人 議員選出 1人	識見委員 1人 議員選出 1人	自治法第195条					
固定資産評価審査委員会	委員 3人	委員 3人	地税法第423条					
<p>表内の()は内書き 有田町の監査委員の識見委員は常勤 【法令名】 自治法(地方自治法) 自治法令(地方自治法施行令) 地教法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律) 地教法令(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令) 地税法(地方税法)</p>								

<p>課題 ・ 問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員の定数及び報酬が異なる。
<p>調整 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の職員の配置、定数及び任期は、法令等及び実情を考慮し、調整する。 ・特別職の職員の報酬等は、合併までに調整し、新町において定める。 ・新町の職務執行者は、2町の長が協議して定める。 <p>-----</p> <p>(具体的対応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長・助役・収入役・教育長の任期等は、法令の定めるところによる。 ・議会の議員及び農業委員会の委員の定数・任期は、別に協議する。 ・教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期は、法令の定めるところによる。 ・その他の特別職は、2町にて設置され、引き続き設置する必要があるものは統合し、その他のものは合併後速やかに調整する。 ・特別職の報酬等は、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例を基に合併までに調整し、新町において定める。
<p>具体的 調整 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の職員の報酬等は、別紙のとおりとする。 <p>-----</p> <p>(調整方針)</p> <p>両町報酬審議会委員の合同会議を開催し、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 報酬は、原則として、2町の平均額で設定する。(百円未満は切り捨て) 2. 上記により現在の報酬額と極端な差異が生じる場合は、調整する。

「特別職の職員の身分の取扱い」に関する主な法令等

地方公務員法

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

- 第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。
- 1 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
 - 2 特別職は、左に掲げる職とする。
 - 1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - 2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
 - 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - 4 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 5 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - 6 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - 7 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法

(委員会及び委員の設置)

- 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
- 1 教育委員会
 - 2 選挙管理委員会
 - 3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 4 監査委員
- 2 (略)
- 1 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
 - 1 農業委員会
 - 2 固定資産評価審査委員会
 - 3 4～8 (略)

【市町村長】

地方自治法

(市町村長)

- 第139条 (略)
- 1 市町村に市町村長を置く。
- (長の任期)
- 第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。
- 2 (略)

公職選挙法

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

- 第33条 1・2項 (略)
- 1 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。
 - 2 (略)

地方自治法施行令

(長の職務を暫定的に行う者)

- 第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。
- 1 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあっては総務大臣、市町村の設置にあっては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職を行うべき者を定めなければならない。
 - 2 第1項の場合において関係地方公共団体が1であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であった者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

【助役】

地方自治法

(助役の設置)

- 第161条 (略)
- 1 市町村に助役を1人置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
 - 2 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

(助役の選任)

- 第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(助役の任期)

- 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

【収入役】

地方自治法 (収入役・副収入役)

第168条 (略)

2 市町村に収入役を1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務史員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 (略)

7 第141条、第142条、第159条、第169条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8・9 (略)

【水道事業管理者】

地方公営企業法 (この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

1 水道事業(簡易水道事業を除く。)

2 工業用水道事業

3 軌道事業

4 自動車運送事業

5 鉄道事業

6 電気事業

7 ガス事業

2・3項 (略)

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。(以下略)

(管理者の選任及び身分取扱い)

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2・3 (略)

4 管理者の任期は、4年とする。

5 管理者は、再任されることができる。

6 管理者は、常勤とする。

7～11 (略)

(教育長、教育委員会)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (設置)

第2条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあっては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあっては3人の委員をもって組織することができる。

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命する。

2・3 (略)

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員として任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長及び事務局職員の身分取扱い)

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の規定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令

(最初の委員の選任等)

第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治体施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者(以下「市町村長職務執行者」という。)が、従来その地域の属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものの中から、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するものとし、当該市町村において選任することができる者の数が当該市町村の教育委員会の委員の定数に満たないときは、その不足する数の委員を当該市町村の長の被選挙権を有する者のうちから選任するものとする。

2 前項の規定により選任された委員は、法第5条の規定にかかわらず、当該市町村の設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に召集される議会の会期の末日まで在任するものとする。

3 新たに設置された市町村において、第1項の規定により教育委員会の委員が選任された後最初の召集すべき教育委員会の会議は、法第13条第1項の規定にかかわらず、市町村職務執行者が召集する。

(最初の教育長の互選)

第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条第2項の規定にかかわらず、最初に法第4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により選任された委員の互選により当該委員(法第12条第1項の規定により委員長に選任された委員を除く。)のうちから定めた者を教育長とするものとする。

(最初に任命される委員の任期)

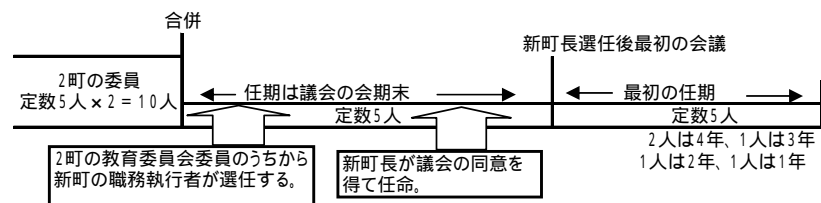
第20条 市町村の設置後最初に法第4条の規定により任命される教育委員会の委員の任期は、法第5条の規定にかかわらず、その定数が5人の場合にあっては、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とし、その定数が3人の場合にあっては、1人は4年、1人は3年、1人は2年とする。この場合において、各委員の任期は、当該市町村の長が定める。

教育公務員特例法

(教育長の給与等)

第17条 教育長については、地方公務員法22条から第25条まで(条件付任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。



【選挙管理委員会】

地方自治法

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。
2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。
(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

3~8 (略)

(選挙管理委員の任期)

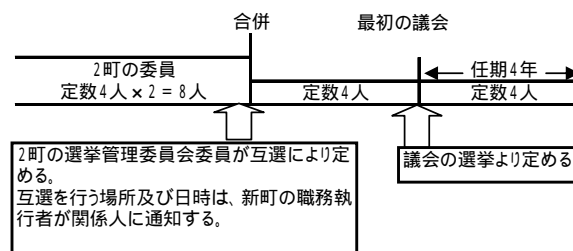
第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。
2~4 (略)

地方自治法施行令

(暫定的選挙管理委員)

第4条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であった者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であった者がいないときは、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であった者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

2 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第1条の2の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。



【人事委員会】

地方自治法

(その他の委員会の職務権限等)

第202条の2 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

3～5 (略)

地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の設置)

第7条 都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)15万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口15万未満の市、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9 (略)

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 (略)

【監査委員】

地方自治法

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあっては4人とし、その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあっては2人とする。

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び職員のうちから、これを選任する。その場合において、職員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2・3 (略)

4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。

5 (略)

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、議員のうちから選任される者にあっては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

地方自治法施行令

(監査委員の定数4人の市)

第140条の2 地方自治法第195条第2項に規定する政令で定める市は、人口25万以上の市とする。

【固定資産評価審査委員】

地方税法

(固定資産評価委員会の設置、選任等)

第423条 固定資産税課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4・5 (略)

6 固定資産評価委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 (略)

8 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域に属していた関係市町村の固定資産評価委員会の委員であった者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があった場合においては、当該市町村の設置後最初に召集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域に属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任したものをもちて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

【職務執行者】

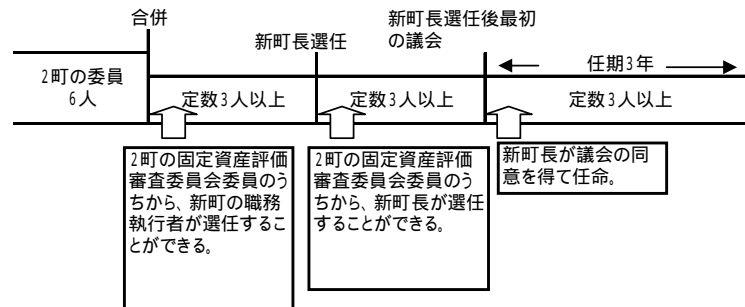
地方自治法施行令

第1条

1 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定められた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3 第1項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。



特別職の報酬整備方針（案）

（調整内容）

特別職の職員の報酬等は、合併までに調整し、新町において定める。

（具体的対応策）

特別職の報酬等は、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例を基に合併までに調整し、新町において定める。

（平成 16 年 12 月 16 日 第 5 回協議会で確認）

上記内容が確認されており、これに基づき、新町の特別職の報酬等の取扱いについて整備するものとする。

先進地の事例等では、合併構成町のいずれかの町に設定する事例が多い。合併後の人口は、約 22,000 人で県内では、白石町、みやき町につぐ 3 番目に多い町となる。しかし、厳しい財政状況を考慮し、報酬等の設定にあたっては、次のとおり設定する。

- 1．報酬は、原則として、2 町の平均額で設定する。（百円未満は切り捨て）
- 2．上記により現在の報酬額と極端な差異が生じる場合は、調整する。

特別職の報酬及び費用弁償一覧(案)

区 分	3/1 設置	3/1未設置		現 況						新町(案)			備考			
		報酬 決定	報酬 未決	有田町			西有田町			定数	報酬			費用弁償		
				実数	報酬	費用弁償	実数	報酬	費用弁償		報酬	費用弁償				
町長				1	月額	777,000		1	月額	777,000		1	月額	777,000		同じ
助役				1	月額	630,000		1	月額	630,000		1	月額	630,000		同じ
収入役					月額	577,000			月額	577,000		1	月額	577,000		同じ
教育長				1	月額	523,000		1	月額	523,000		1	月額	523,000		同じ
町長職務執行者													月額	777,000		新規
教育委員会委員長				1	年額	215,300	1,000	1	年額	227,000	1,000	1	年額	221,100	1,000	平均
教育委員会委員				3	年額	170,100	1,000	3	年額	187,000	1,000	3	年額	178,500	1,000	平均
議会議員 議長				1	月額	325,000	1,400	1	月額	323,000	1,400	1	月額	324,000	1,400	平均
副議長				1	月額	270,000	1,400	1	月額	268,000	1,400	1	月額	269,000	1,400	平均
常任委員長及び議会運営委員長				4	月額	259,000	1,400	3	月額	257,000	1,400	20	月額	258,000	1,400	平均
議員				10	月額	253,000	1,400	13	月額	251,000	1,400		月額	252,000	1,400	平均
議会議員のうちから選任された監査委員				1	月額	18,100		1	年額	207,000	1,400	1				
監査委員 識見を有する者				1	月額	170,000		1	年額	307,000	1,400	どちらか 1	年額 (非常勤) 月額 (常勤)			
選挙管理委員会委員長				1	年額	81,300	1,000	1	年額	81,000	1,000	1	年額	81,100	1,000	平均
選挙管理委員会委員				3	年額	63,600	1,000	3	年額	66,000	1,000	3	年額	64,800	1,000	平均
農業委員会会長				1	年額	161,200	1,000	1	年額	226,000	1,000	1	年額	226,000	1,000	西
農業委員会副会長(職務代理者)				1	年額	124,800	1,000	1	年額	205,000	1,000	1	年額	205,000	1,000	西
農業委員会委員				11	年額	117,800	1,000	13	年額	187,000	1,000	21 12以内	年額	187,000	1,000	西
固定資産評価審査委員会委員				3	日額	3,000	1,000	3	日額		4,000	3	日額	3,000	1,000	同じ
特別職等報酬審議会委員				8	日額	3,000	1,000	9	日額		4,000	調整中	日額	3,000	1,000	同じ

行政連絡員(区長とする)			10	年額	264,800	1,000					10 (有田地区)	年額	264,800	1,000	有
区長 会長							1	年額	288,000	1,000	24 (西有田地区)	年額	273,000	1,000	西
区長 副会長						1	年額	278,000	1,000						
区長 上記以外 均等割額						22	年額	273,000	1,000						
区長 戸数割額					年額		850								
行政連絡補助員(連絡員とする) 均等割額			10	年額	392,880						10 (有田地区)	年額	392,800		有
行政連絡補助員(連絡員とする) 戸数割額				年額	720							年額	720		有
交通安全対策協議会委員			30人以内	日額	3,000	1,000	22								
交通安全指導員	}						10	年額	46,500	1,000	30人以内	年額	46,500	1,000	同じ
交通指導委員			20人以内	年額	45,600	1,000									
防犯推進員			10人以内	日額	3,000	1,000	4人以内	日額	4,000						
防災会議委員			15人以内	日額	3,000	1,000	24	日額	4,000	調整中	日額	3,000	1,000	同じ	
消防委員			9	日額	3,000	1,000									
消防団 団長			1	年額	129,000	1,000	1	年額	125,000	1,000	2	年額	127,000	1,000	平均
消防団 副団長			2	年額	83,000	1,000	2	年額	80,000	1,000	4	年額	81,500	1,000	平均
消防団 分団長			2	年額	63,000	1,000	2	年額	61,000	1,000	4	年額	62,000	1,000	平均
消防団 副分団長及び本部長			7	年額	53,000	1,000	9	年額	49,000	1,000	16	年額	51,000	1,000	平均
消防団 部長			12	年額	44,500	1,000	8	年額	43,000	1,000	20	年額	43,700	1,000	平均
消防団 副部長・班長			113	年額	17,600	1,000	49	年額	17,000	1,000	163	年額	17,300	1,000	平均
消防団 団員			146	年額	11,400	1,000	187	年額	11,000	1,000	333	年額	11,200	1,000	平均
選挙長				回	10,700					10,700		回	10,700		同じ
投票管理者				回	12,700					12,700		回	12,700		同じ
開票管理者				回	10,700					10,700		回	10,700		同じ
選挙立会人				回	8,900					8,900		回	8,900		同じ
投票立会人				回	10,800					10,800		回	10,800		同じ
開票立会人				回	8,900					8,900		回	8,900		同じ
期日前投票所の投票管理者				回	11,200					11,200		回	11,200		同じ
期日前投票所の投票立会人				回	9,600					9,600		回	9,600		同じ

火災及び警戒
の場合は、別
に定める。

表彰審査委員会委員			20人以内	日額	3,000	1,000	15人以内	日額	4,000								
倫理審査委員								日額	4,000	調整中	日額	3,000	1,000	西			
住居表示審議会委員			10	日額	3,000	1,000				10	日額	3,000	1,000	有			
民生委員推せん委員			7	日額	3,000	1,000	7	日額	4,000	7	日額	3,000	1,000	同じ			
高齢者保健福祉計画等策定委員								日額	4,000								
有田町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員				日額	3,000	1,000											
高齢者住宅整備資金貸付審査委員							若干名	日額	4,000	調整中	日額	3,000	1,000	西			
入所判定委員会委員			10	日額	3,000	1,000				調整中	日額	3,000	1,000	同じ			
老人ホーム入所判定委員						7	日額	4,000	日額		3,000	1,000	同じ				
老人ホーム入所判定委員(医師)							日額	11,000	1,000		日額	11,000	1,000	西			
保育所運営を考える会委員				日額	3,000	1,000					日額	3,000	1,000				
保育所入所判定審査委員			12	日額	3,000	1,000					日額	3,000	1,000				
小、中学校医				年額	169,200	1,000		年額	170,000	1,000		年額	169,600	平均			
小、中学校歯科医				年額	169,200	1,000		年額	170,000	1,000		年額	169,600	1,000	平均		
小、中学校薬剤師				年額	64,400	1,000		年額	45,000	1,000		年額	54,700	1,000	平均		
保育園歯科医				年額	32,900	1,000		年額	37,500	1,000		年額	35,200	1,000	平均		
保育園嘱託医				年額	32,900	1,000					共立病院以外	年額	32,900	1,000	有		
町医								日額	11,000	1,000	諸健診等を共立病院以外に依頼する場合は、委託契約で実施する。						
諸健診嘱託医				日額	10,800	1,000											
母子健康センター嘱託医				日額	10,800	1,000											
母子健康センター嘱託助産師				日額	3,000	1,000											
結核予防嘱託医				日額	10,800	1,000											
予防接種嘱託医				日額	10,800	1,000											
予防接種健康被害調査委員			7	日額	10,800	1,000	6	日額	11,000	1,000	調整中	日額	10,900	1,000	平均		

健康づくり推進保健委員						1行政区 1名、100世帯を超える行政区は2名	年額	19,000	1,000	調整中	年額	19,000	1,000	西	
国民健康保険運営協議会委員長						1	日額		6,500	調整中	日額	5,500	1,000	西	
国民健康保険運営協議会委員			9	年額	27,300	1,000	8	日額	4,000		日額	3,000	1,000	西	
働く婦人の家運営委員会委員						12人以内	日額		4,000	調整中	日額	3,000	1,000	西	
有田町農業振興推進委員			14	日額	3,000	1,000				36	年額	34,500	1,000	平均	
生産組合長						22	年額	33,000	1,000						
町有林管理人	}		3	年額	43,200	1,000				9	年額	39,600	1,000	平均	
町有林巡視員							6	年額	36,000						1,000
標準小作料設定委員			13	日額	3,000	1,000	13	日額		4,000	調整中	日額	3,000	1,000	同じ
学校評議員										4,000	調整中	日額	3,000	1,000	西
育英資金選考委員	}		5+	教育委員	日額	3,000	1,000				調整中	日額	3,000	1,000	同じ
江副及び福島奨学資金選考委員			5+	教育委員	日額	3,000	1,000								
奨学資金貸付選考委員								6	日額	4,000					
生涯学習審議会委員	}		16人以内	日額	3,000	1,000				調整中	日額	3,000	1,000	同じ	
生涯学習まちづくり推進委員							15人以内	日額	4,000						
社会教育委員							5		4,000						
公民館長			1	月額	177,100		1	月額	104,000						
公民分館長(自治公民館長とする)	}		10	年額	63,500	1,000				34	年額	63,000	1,000	平均	
自治公民館長							24	年額	64,000						1,000

社会教育指導員			1	月額	101,000		1	月額	88,000					
体育指導委員			15	日額	3,000	1,000	12		4,000	調整中	日額	3,000	1,000	同じ
スポーツ振興審議会委員			15人以内	日額	3,000	1,000				調整中	日額	3,000	1,000	有
青少年問題協議会委員				日額	3,000	1,000					日額	3,000	1,000	
文化財保護審議会委員			12人以内	日額	3,000	1,000	6	日額	4,000	調整中	日額	3,000	1,000	同じ
有田陶磁美術館及び有田町歴史民俗資料館協議会委員			15人以内	日額	3,000	1,000					日額	3,000	1,000	
美術館長兼歴史民俗資料館長			1	月額	123,300									
総合計画審議会委員	}						17	日額	4,000	調整中	日額	3,000	1,000	有
有田町総合開発審議会委員			24人以内	日額	3,000	1,000								
情報公開・個人情報保護審査会委員			5人以内	日額	3,000	1,000	5人以内	日額	4,000	調整中	日額	3,000	1,000	同じ
行政改革推進委員			26人以内	日額	3,000	1,000	10人以内	日額	4,000	調整中	日額	3,000	1,000	同じ
行政改革評価委員会委員								日額	4,000					
有田町人づくり研修派遣審査委員会委員			15人以内	日額	3,000	1,000					日額	3,000	1,000	
有田町経済情勢協議会委員			若干名	日額	3,000	1,000				調整中	日額	3,000	1,000	有
ふるさと有田づくり審議会委員			議員5人+助 役及び教育 長+識見者	日額	3,000	1,000					日額	3,000	1,000	
有田町総合情報ビデオづくり推進委員			10人以内	日額	3,000	1,000					日額	3,000	1,000	

特殊旅館建築規制審議会委員			10人以内	日額	3,000	1,000						日額	3,000	1,000	
公害対策審議会委員							10人以内	日額		4,000	調整中	日額	3,000	1,000	西
都市計画審議会委員			10	日額	3,000	1,000	7	日額		4,000	調整中	日額	3,000	1,000	同じ
有田町都市景観審議会委員			20人以内	日額	3,000	1,000					調整中	日額	3,000	1,000	有
公営住宅入居者選考委員			若干名	日額	3,000	1,000						日額	3,000	1,000	
水道事業審議会委員			15人以内	日額	3,000	1,000	10	日額		4,000	調整中	日額	3,000	1,000	同じ
公共下水道事業審議会委員			15人以内	日額	3,000	1,000					調整中	日額	3,000	1,000	有
諮問委員				日額	3,000	1,000						日額	3,000	1,000	同じ
各種諮問委員								日額		4,000					
地域審議会委員											20人以内	日額	3,000	1,000	新規
各種選考委員会委員								日額		4,000		日額	3,000	1,000	西

協議第79号「消防・防災事業の取扱い」の参考資料

[総務] 部会 [消防・防災] 分科会

大項目	消防・防災・治安	中項目	消防団の現況	小項目	組織・構成																																	
詳細項目(事業名)	報酬・出動手当等の状況					437																																
現況	有田町			西有田町																																		
	1 団員の報酬 平成16年4月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>報酬(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>129,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>83,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>63,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長及び本部員</td> <td>53,000</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>44,500</td> </tr> <tr> <td>副部長・班長</td> <td>17,600</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>11,400</td> </tr> </tbody> </table> * 報酬は年額			階級	報酬(円)	団長	129,000	副団長	83,000	分団長	63,000	副分団長及び本部員	53,000	部長	44,500	副部長・班長	17,600	団員	11,400	1 団員の報酬 平成16年4月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>報酬(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>125,000</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>61,000</td> </tr> <tr> <td>副分団長及び本部部長</td> <td>49,000</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>43,000</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table> * 報酬は年額			階級	報酬(円)	団長	125,000	副団長	80,000	分団長	61,000	副分団長及び本部部長	49,000	部長	43,000	班長	17,000	団員	11,000
	階級	報酬(円)																																				
団長	129,000																																					
副団長	83,000																																					
分団長	63,000																																					
副分団長及び本部員	53,000																																					
部長	44,500																																					
副部長・班長	17,600																																					
団員	11,400																																					
階級	報酬(円)																																					
団長	125,000																																					
副団長	80,000																																					
分団長	61,000																																					
副分団長及び本部部長	49,000																																					
部長	43,000																																					
班長	17,000																																					
団員	11,000																																					
2 出動手当(1回につき) <table border="1"> <thead> <tr> <th>水火災及び警戒</th> <th>訓練及び査察</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,100円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>			水火災及び警戒	訓練及び査察	1,100円	1,000円	2 出動手当(1回につき) <table border="1"> <thead> <tr> <th>水火災及び警戒</th> <th>訓練及び査察</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,400円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>			水火災及び警戒	訓練及び査察	1,400円	1,000円																									
水火災及び警戒	訓練及び査察																																					
1,100円	1,000円																																					
水火災及び警戒	訓練及び査察																																					
1,400円	1,000円																																					
3 福祉共済掛金 半額個人負担(1,500円)			3 福祉共済掛金 町が全額負担(個人負担なし)																																			
課題・問題点	・報酬、出動手当及び福祉共済掛金が異なる。																																					
調整内容	・報酬、出動手当及び福祉共済掛金は、合併までに調整し、新町において定める。																																					
具体的調整内容	・出動手当は、有田町の例による。 ・福祉共済掛金は、西有田町の例による。 (調整方針) 報酬額は、両町報酬審議会委員の意見を聞く。																																					

協議第80号 「行政区の取扱い」の参考資料

事務事業一元化調査票

[総務] 部会 [総務] 分科会

大項目	行政組織機構	中項目	行政手続の状況	小項目	区長制度
詳細項目(事業名)	区長(行政連絡員)制度及び行政区				82
	有田町			西有田町	
現 況	<p>1. 行政区 10 行政区 部落集合体</p> <p>2. 有田町行政事務委嘱に関する規則(昭和46年4月) <委嘱> 行政連絡員(区長) 行政連絡補助員(連絡員) <任期> 2年とする。ただし、再委嘱することができる。 欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。 <行政連絡員(区長)> > 10人 ・報酬額 均等割 264,800円/年 <行政連絡補助員(連絡員)> > 10人 ・報酬額 基本給 392,880円/年 世帯割 720円/年 <区行政補助費> 次に定める割合に応じ、町予算の範囲内で年4回に分け支給する。 世帯数は年度初日の住民基本台帳に登録する数とする。 (1) 定額割 10パーセント (2) 世帯割 90パーセント 15年度決算額 5,165千円 (1) 定額割 56,000円/年 (2) 世帯割 900円/年</p> <p>(委嘱事務) ・行政連絡員(区長)の事務 (1) 行政事務に関する事項の伝達並びに報告 (2) 風水害その他災害情報の収集報告及び応急対策 (3) 保健衛生の指導及び防疫 (4) 居住証明及び無収入証明等 (5) 町の所掌に係る各種募金、寄付金 ・行政連絡補助員(連絡員)の事務 (1) 徴税令書、水道料納付書、各種使用料納付書その他 これに類するものの配布並びに徴収協力 (2) 行政事務に関する各種伝達事項の周知徹底 (3) 広報、町内回覧その他印刷物の配布及び掲示 (4) 各種調査、報告書の配布、とりまとめ (5) 道路、河川等の清潔保持に関する連絡 (6) その他町民を対象とする事務又は連絡</p>			<p>1. 行政区 24 行政区 部落単位</p> <p>2. 西有田町行政事務委嘱に関する規則(平成10年4月) <委嘱> 区長 <任期> 各地区で定める区長の在職期間とする。 <区長> 24人 ・報酬額 均等割 273,000円/年 世帯割 850円/年</p> <p>(委嘱事務) (1) 担当地区内の世帯別居住者の把握 (2) 通知書等文書の集配布及び各種の伝達事項 (3) その他町長が特に依頼した事項</p>	

<p>課題 ・ 問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区は、西有田町が部落を単位（ 2 4 区・部落数 2 4 ）としており、有田町が部落集合体（ 1 0 区・部落数 2 6 ）である。 ・行政区代表の名称（行政連絡員、区長）が異なる。 ・行政連絡補助員制度は、有田町のみ。 ・報酬額が異なる。
<p>調整 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区は、現行のとおりとし、合併後調整する。 ・行政連絡員、区長及び行政連絡補助員制度は、現行のとおりとし、名称は、区長及び連絡員とする。 ・区行政補助費は、合併までに調整し、新町において定める。 <p>（具体的対応策）</p> <p>報酬額は、他の報酬と一括して調整する。</p> <p>区行政補助費は、新町全域の均衡が図れるよう、合併までに調整する。</p>
<p>具体的 調整 内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区行政補助費は、平成19年3月までは現行のとおりとする。なお、合併後、平成19年4月を目標に制度の見直しを行う。 <p>（調整方針）</p> <p>行政区の再編については、現在の各地区コミュニティーや主体性を尊重しつつ平成19年4月を目標に検討する。</p>

事務事業一元化調査票

(教育) 部会 (生涯学習) 分科会

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習
詳細項目(事業名)	自治公民館の状況				502-1
	有田町			西有田町	
現 況	公民館の状況			公民館の状況	
	自治公民館数	18館		自治公民館数	24館
	公民分館長	10人		自治公民館長	24人
	分館長報酬	年額	63,500円/1人	自治公民館長報酬	年額 64,000円/1人
	費用弁償	1,000円		費用弁償	1,000円
	運営費補助			運営費補助	
	年間1分館当り 80千円			なし	
	公民分館建設補助			自治公民館建設補助	
	区または部落が設置する分館の新設(全面改築を含む)について適用する。			(目的)	
	補助金の額は次の区分による。ただし、他の補助団体より当該補助基準相当額以上の補助金の適用を受けた場合は、その差額分の補助を行うものとする。			社会教育の振興を図るため、社会教育法第42条第1項の規定に基づき設置する公民館に類似する施設(以下自治公民館という。)の建設、増改築及び買収を行う場合西有田町補助金交付規則及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、必要な事項を定めるものとする。	
(補助対象経費)			(定義)		
建物の延べ面積が330㎡未満	300万円		この要綱において、補助の対象となる自治公民館は、 <u>新築、増改築、又は買収</u> の方法により設置するものをいう。ただし、国、県その他の補助及び交付金等対象事業は除く。		
建物の延べ面積が330㎡以上	500万円		(補助対象経費)		
(実績)			補助対象経費が200万円未満は除く		
15年度実績なし			新築の場合(買収も含む) 補助対象経費の25%以内とし500万円を上限		
			増改築の場合 補助対象経費の25%以内とし200万円を上限		
			(実績)		
			15年度実績件数 増改築補助 1件(200万円補助)		

<p>課題 ・ 問題点</p>	<p>・公民分館長及び自治公民館長報酬が異なる。 ・運営費補助制度は、有田町のみ。 ・公民館建設補助対象要件及び補助金額が異なる。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>有田町 新築、全面改築 300万円(延べ面積330㎡未満) 500万円(延べ面積330㎡以上)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>西有田町 新築、増改築、買収 新築(買収) 対象経費の25%以内(500万円上限) 増改築 対象経費の25%以内(200万円上限) 補助対象経費が200万円未満は除く</p> </td> </tr> </table>	<p>有田町 新築、全面改築 300万円(延べ面積330㎡未満) 500万円(延べ面積330㎡以上)</p>	<p>西有田町 新築、増改築、買収 新築(買収) 対象経費の25%以内(500万円上限) 増改築 対象経費の25%以内(200万円上限) 補助対象経費が200万円未満は除く</p>
<p>有田町 新築、全面改築 300万円(延べ面積330㎡未満) 500万円(延べ面積330㎡以上)</p>	<p>西有田町 新築、増改築、買収 新築(買収) 対象経費の25%以内(500万円上限) 増改築 対象経費の25%以内(200万円上限) 補助対象経費が200万円未満は除く</p>		
<p>調整 内容</p>	<p>・公民分館長及び自治公民館長制度は、現行のとおりとし、名称は、自治公民館長とする。 ・自治公民館運営費補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。 ・自治公民館建設補助金は、合併後速やかに調整する。</p> <p>(具体的対応策) 報酬額は、他の報酬と一括して調整する。 自治公民館運営費補助制度は、新町全域の均衡が図れるよう、合併までに調整する。</p>		
<p>具体的 調整 内容</p>	<p>・自治公民館運営費補助制度は、平成19年3月までは現行のとおりとする。なお、合併後、平成19年4月を目標に制度の見直しを行う。</p> <p>(調整方針) 各地区への運営補助は、活動実績に応じた制度への見直しを行う。</p>		

協議第81号「町名・字名の取扱い」の参考資料

事務事業一元化調査票

(総務) 部会 (総務) 分科会

大項目	都市計画	中項目	町名・字名の状況	小項目	町名・字名の状況	
詳細項目(事業名)	町名・字名の取扱い					312
現況	有田町			西有田町		
	有田町泉山一丁目 有田町泉山二丁目 有田町中樽一丁目 有田町中樽二丁目 有田町中樽三丁目 有田町上幸平一丁目 有田町上幸平二丁目 有田町大樽一丁目 有田町大樽二丁目 有田町幸平一丁目 有田町幸平二丁目 有田町赤絵町一丁目 有田町赤絵町二丁目 有田町白川一丁目 有田町白川二丁目 有田町稗古場一丁目 有田町稗古場二丁目 有田町中の原一丁目 有田町中の原二丁目 有田町岩谷川内一丁目 有田町岩谷川内二丁目 有田町岩谷川内三丁目 有田町中部甲 有田町中部乙 有田町中部丙 有田町西部甲 有田町西部丁			西有田町山谷甲 西有田町山谷乙 西有田町大木甲 西有田町大木乙 西有田町曲川甲 西有田町曲川乙 西有田町曲川丙		
課題・問題点	・大字名については同一名称なし ・有田町の一部で住居表示あり					

・字の名称及び区域は、合併までに調整し、新町において定める。

(具体的対応策)

調整
内容

旧有田町	旧西有田町
有田町 泉山一丁目 泉山二丁目 中樽一丁目 中樽二丁目 中樽三丁目 上幸平一丁目 上幸平二丁目 大樽一丁目 大樽二丁目 幸平一丁目 幸平二丁目 赤絵町一丁目 赤絵町二丁目 白川一丁目 白川二丁目 稗古場一丁目 稗古場二丁目 中の原一丁目 中の原二丁目	有田町 (山谷甲)二ノ瀬甲 (")牧甲 (山谷乙)岳乙 (")切口乙 (")上山谷乙 (")下山谷乙 (大木甲)広瀬山甲 (")広瀬村甲 (")立部甲 (")大木宿甲 (大木乙)立部乙 (")大木宿乙 (")山本乙 (")桑木原乙 (曲川甲)蔵宿甲 (")仏ノ原甲 (")黒川甲 (")代々木甲 (")下本村甲 (")原明甲 (曲川乙)上本村乙 (")下本村乙 (")舞原乙 (")楠木原乙 (")原明乙 (曲川丙)北川内丙 (")蔵宿丙 (")上内野丙 (")下内野丙 (")仏ノ原丙 (")黒川丙 (中部甲)境野甲 (")古木場甲 (")戸矢甲 (中部乙)戸矢乙 (")大野乙 (")桑古場乙 (")本町乙 (")戸杓乙 (中部丙)本町丙 (")戸杓丙 (")外尾町丙 (")外尾山丙 (")丸尾丙 (")赤坂丙 (")黒牟田丙 (")応法丙 (西部甲)南原甲 (")南山甲 (西部丁)南原丁 (")南山丁
()は旧表示	()は旧表示

・字の名称及び区域は、下記のとおりとする。

具体的
調整
内容

旧有田町	旧西有田町
<p>有田町</p> <p>泉山一丁目 岩谷川内一丁目</p> <p>泉山二丁目 岩谷川内二丁目</p> <p>中樽一丁目 岩谷川内三丁目</p> <p>中樽二丁目 (中部甲) 境野甲</p> <p>中樽三丁目 (") 古木場甲</p> <p>上幸平一丁目 (") 戸矢甲</p> <p>上幸平二丁目 (中部乙) 戸矢乙</p> <p>大樽一丁目 (") 大野乙</p> <p>大樽二丁目 (") 桑古場乙</p> <p>幸平一丁目 (") 本町乙</p> <p>幸平二丁目 (") 戸杓乙</p> <p>赤絵町一丁目 (中部丙) 本町丙</p> <p>赤絵町二丁目 (") 戸杓丙</p> <p>白川一丁目 (") 外尾町丙</p> <p>白川二丁目 (") 外尾山丙</p> <p>稗古場一丁目 (") 丸尾丙</p> <p>稗古場二丁目 (") 赤坂丙</p> <p>中の原一丁目 (") 黒牟田丙</p> <p>中の原二丁目 (") 応法丙</p> <p>(西部甲) 南原甲</p> <p>(") 南山甲</p> <p>(西部丁) 南原丁</p> <p>(") 南山丁</p>	<p>有田町</p> <p>(山谷甲) 二ノ瀬甲 (曲川甲) 蔵宿甲</p> <p>(") 山谷牧甲 (") 仏ノ原甲</p> <p>(山谷乙) 岳乙 (") 黒川甲</p> <p>(") 山谷切口乙 (") 代々木甲</p> <p>(") 上山谷乙 (") 下本甲</p> <p>(") 下山谷乙 (") 原明甲</p> <p>(大木甲) 広瀬山甲 (曲川乙) 上本乙</p> <p>(") 広瀬甲 (") 下本乙</p> <p>(") 立部甲 (") 舞原乙</p> <p>(") 大木宿甲 (") 楠木原乙</p> <p>(大木乙) 立部乙 (") 原明乙</p> <p>(") 大木宿乙 (曲川丙) 北川内丙</p> <p>(") 山本乙 (") 蔵宿丙</p> <p>(") 桑木原乙 (") 上内野丙</p> <p>(") 下内野丙</p> <p>(") 仏ノ原丙</p> <p>(") 黒川丙</p>
() は旧表示	() は旧表示

協議第82号「一部事務組合等の取扱い」参考資料

1. 一部事務組合等加入状況

(1) 2町のみで組織する一部事務組合等

項目	構成市町村			共同処理事務の内容	備考
	有田町	西有田町	その他		
有田地区消防組合				消防(非常備消防に関する事務を除く)	
有田地区衛生組合				塵芥処理施設の建設及び維持管理、リサイクルプラザの設置及び管理運営	
有田地区歴史と文化の森公園組合				歴史と文化の森公園の設置及び管理運営	

(2) その他の一部事務組合等

伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合			伊万里市	特別養護老人ホームの設置及び管理運営	
伊万里・有田地区衛生組合			伊万里市	し尿処理、処理計画、処理施設の建設及び維持管理、火葬場の設置及び管理運営	
有田磁石場組合			伊万里市	磁石場の維持管理	
伊万里・有田地区介護認定審査会			伊万里市	介護認定事務	
伊万里、北松地域広域市町村圏組合			伊万里市、平戸市、松浦市、大島村、生月町、田平町、福島町、鷹島町、江迎町、鹿町町	ふるさと市町村圏計画の策定・連絡調整及び事業の実施、広域行政センターの建設及び管理運営、電子計算センターの建設及び管理運営並びに電子計算機の共同利用、不燃物ごみ処理の対策研究及び連絡調整、広域公害の対策研究及び連絡調整	
佐賀県自治会館組合			県下全市町村	佐賀県自治会館の建設管理	
佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合			佐賀市、唐津市を除く県下全市町村	消防団員等に係る公務災害補償等	
佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合			県下全町村、全国組織である(財)町村議会議員公務災害補償等組合連合会扱い。	議会の議員に対する公務災害補償等	12,000円×20%×議員定数=年額
佐賀県町村職員退職手当組合			県下41町村、24一組	組合町村の職員の退職手当支給	
佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合			県下町村、37一組	非常勤職員の公務災害補償等	(均等割)20,000円+(人口割)17円×人口=年額
佐賀県市町村交通災害共済組合			鳥栖市、多久市、鹿島市、県下全町村	日本国内において交通事故により災害を受けた組合市町村の住民又はその遺族の福祉増進のための共済	(有田町)500円/口(年) 1人1口 (西有田町)保険期間:4/1~3/31 保険金:(死亡)100万円/口 (通院)20万円/口、200日以内 以下略

課題 ・ 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県町村職員退職手当組合の加入は、西有田町のみ。
調整 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2町のみで組織する次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合を解散し、合併の日にすべての事務事業、財産及び職員等を新町に引き継ぐ。 <ul style="list-style-type: none"> (1)有田地区消防組合 (2)有田地区衛生組合 (3)有田地区歴史と文化の森公園組合 ・次の一部事務組合等は、合併の日の前日をもって当該組合等から脱退し、新町において合併の日に当該組合等に加入する。 <ul style="list-style-type: none"> (1)伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合 (2)伊万里・有田地区衛生組合 (3)伊万里・有田地区介護認定審査会 (4)有田磁石場組合 (5)伊万里・北松地域広域市町村圏組合 (6)佐賀県自治会館組合 (7)佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合 (8)佐賀県町村非常勤職員公務災害補償等組合 (9)佐賀県市町村交通災害共済組合 (10)佐賀県町村議会議員公務災害補償等組合 ・次の一部事務組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、合併後の加入については、当該組合の規約改正等の状況を見ながら判断する。 <ul style="list-style-type: none"> (1)佐賀県町村職員退職手当組合 <p>(具体的対応策)</p> <p>佐賀県町村職員退職手当組合は、有田町が未加入であり、新町として加入する場合、退職手当組合の現在の規約上、多額の加入負担金が必要である。現在、退職手当組合として加入促進を図る趣旨で、給付に応じた負担金制度への規約改正の検討がなされているところであり、改正がなされれば加入する方向で検討する。</p>
具体的 調整 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。